日本の植物防疫制度について

2026年10月

消費・安全局植物防疫課
農林水産省

日本の植物防疫制度について

Ⅰ　植物防疫について

1　植物防疫制度の必要性と目的
2　植物防疫の制度と体制

Ⅱ　国際検疫について

3　植物検疫の国際ルール
4　病害虫のリスク評価
5　輸出入植物検疫の取組
6　輸出入解禁協議

Ⅲ　国内検疫・防除について

7　国内検疫の取組
8　国内防除の取組

Ⅰ　植物防疫について

１　植物防疫制度の必要性と目的

２　植物防疫の制度と体制

１．植物防疫制度の必要性と目的

○　国内外を問わず、病害虫のまん延が深刻な農業被害をもたらし、国民生命に重大な影響を及ぼした事例が多数存在。食料の安定供給のためには、植物の移動を規制し、病害虫の侵入・まん延を防ぐ植物防疫制度を適切に運用することが重要

○　現在でも世界の食料のうち２～４割が病害虫の被害により喪失しているとされ、植物防疫の重要性は不変

海外における病害虫の被害例①

1860年頃、アメリカからブドウ苗がフランスに持ち込まれる

↓

アブラムシの一種であるﾌﾞﾄﾞｳﾌｨﾛｷｾﾗが付着して持ち込まれ、10年程度で全土にまん延

↓

ブドウ生産に壊滅的な被害

1872年、ドイツがﾌﾞﾄﾞｳﾌｨﾛｷｾﾗの侵入を防ぐため、ブドウ苗の輸入を禁止

↓

世界初の植物検疫

海外における病害虫の被害例②

1845年、アイルランドにアメリカからジャガイモ疫病が侵入し、まん延

↓

主食のジャガイモに壊滅的な被害が発生

↓

ヨーロッパ最大級の大飢饉が発生

（100万人以上が死亡
150万人が北米大陸へ移住）

国内における被害例

享保17（1732）年に気候不順による作物の生育不良に加えてウンカ類が大発生

↓

防除する技術がなく水稲に甚大な被害

↓

享保の飢饉
200万人以上が飢え、1万2千人が餓死

２－１．植物防疫の法制度と体制

○　日本では、植物検疫に関する輸出入植物取締法（大正３年）と国内の病害虫防除に関する害虫駆除予防法（明治２９年）を一本化し、昭和２５年に植物防疫法を制定

○　農業生産の安全及び助長を図ることを目的として、１）国内に存在しない病害虫の侵入防止を図るための輸入検疫、２）輸出先国・地域の要求に応じた検査を行う輸出検疫、３）国内に存在しない、もしくは国内の一部に存在する病害虫の侵入・まん延防止を図るための国内検疫、４）国内に存在する病害虫の防除を図るための国内防除を実施

○　この目的を達成するため、植物防疫所を設置して植物防疫官を置くとともに、各都道府県に病害虫防除所を設置

輸出入植物取締法（大正３年）　害虫駆除予防法（明治２９年）　→ 植物防疫法（昭和２５年）

国際植物検疫	輸入検疫	国内に存在しない病害虫の侵入・まん延防止	・輸入植物の検査・隔離検疫 ・植物、検疫有害動植物の輸入禁止 ・輸出国への栽培地検査の要求 ・輸入解禁 ・輸入検疫条件の変更
	輸出検疫	輸出先国・地域の要求に応じた検査	・輸出植物の検査 ・輸出植物の栽培地検査 ・輸出解禁 ・輸出検疫条件の変更 ・輸出検疫協議の迅速化 （科学的データの収集・蓄積等）
国内植物検疫	国内検疫	国内の一部に存在する病害虫の侵入・まん延防止	・侵入調査事業の実施 ・国内侵入後の駆除、まん延防止 ・緊急防除 ・まん延防止のための種苗検査
	国内防除	国内に存在する病害虫の防除	・総合防除の推進 ・発生予察事業 ・病害虫防除所の設置

２－２．植物防疫所の組織

植 物 防 疫

植物防疫法
国際植物防疫条約

- **国際植物防疫**
  - **輸入検疫**：輸入植物の検査、隔離検疫、海外検疫
  - **輸出検疫**：輸出植物の検査、栽培地検査
- **国内植物防疫**
  - **指定種苗検疫**：種馬鈴しょの検査
  - **特殊病害虫対策**：南西諸島・小笠原諸島における移動規制、根絶防除の技術協力、防除の確認調査
  - **侵入調査**：主要海・空港周辺や国際郵便局におけるミバエ類等のトラップ調査及び寄主植物調査
  - **緊急防除**：移動規制、緊急防除の技術協力、防除の確認調査

調査研究等：検査・消毒の技術開発、病害虫のリスクアナリシス、海外情報の収集及び検査技術・データの解析、病害虫に関する調査研究、病害虫の同定診断方法の開発、検疫データの整備、国際基準案の検討

研　　修：植物防疫官に対する専門知識及び技術の付与

そ の 他：外来生物の判別や遺伝子組換え農作物の混入の検査への協力

（参考）植物防疫所の所在地

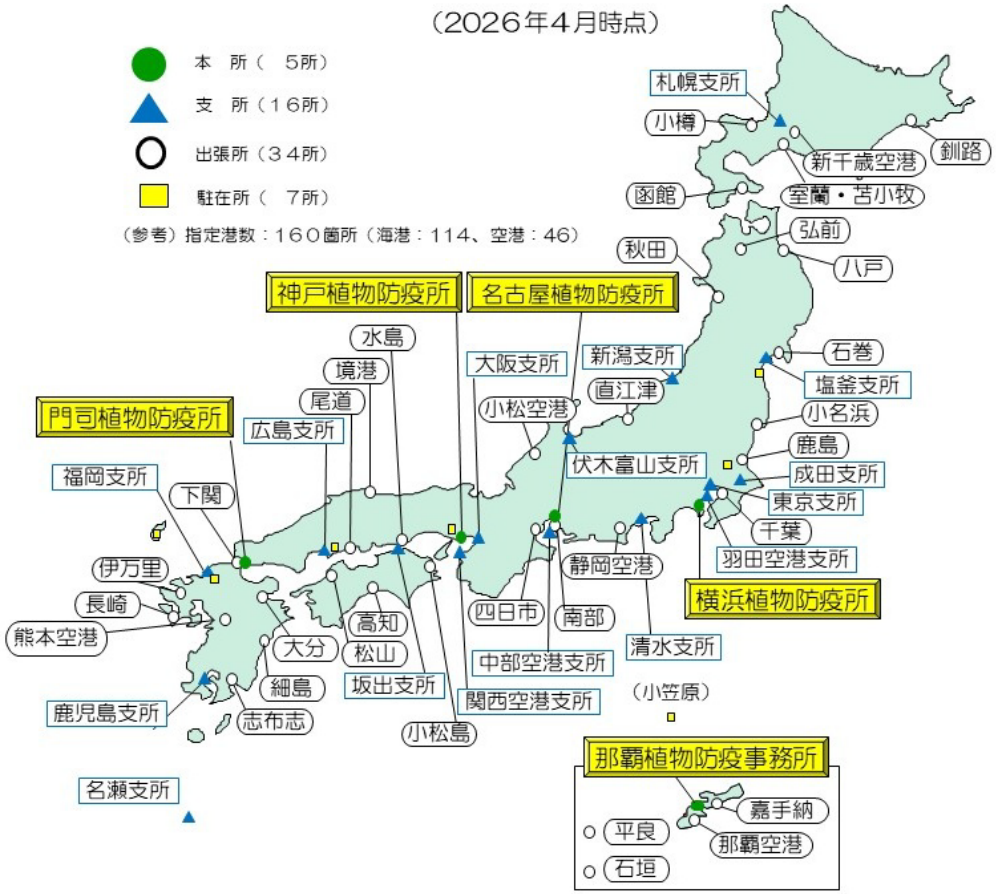

【植物防疫官数の推移】

年度	2022	2023	2024	2025	2026
植物防疫官（人）	978	984	984	984	984

※　人数は年度末時点の定員数

２－３．病害虫防除所の設置

○　地方における植物の検疫及び防除に資するため、都道府県は「病害虫防除所」を設置する。（法第32条）

○　病害虫防除所は、以下の内容の事務を行う（法第32条第４項）。

一　植物の検疫に関する事務

二　防除についての企画に関する事務

三　市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務

四　侵入調査事業に関する事務

五　発生予察事業に関する事務

六　防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関する事務

七　その他防除に関し必要な事務

病害虫は行政区画を超えて急激にまん延する特徴を有するものであることから、
各都道府県の病害虫防除所は全国的な病害虫による農作物の被害を防ぐための要。
防除所の職員数は平成17年度以降、減少傾向にある。
近年の気候変動等への対応もあり、各職員の業務の重要性は増加。

【病害虫防除所員の推移】

年度	2005(H17)	2010(H22)	2015(H27)	2020(R2)	2025(R7)
職員数（人）	758	645	617	611	630

Ⅱ　国際防疫について

３　植物検疫に関する国際ルール

４　病害虫のリスク評価

５　輸出入植物検疫の取組

６　輸出入解禁協議

３－１．植物検疫に関する国際ルール

- **衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定：Sanitary and Phytosanitary Measures）**
  WTO協定の一部として制定され、1995年１月に発効。

- **国際植物防疫条約（IPPC：International Plant Protection Convention）**
  1952年4月に発効し、我が国は発効時から加盟。2026年10月現在185の国と地域が加盟。
  SPS協定上の国際基準である「植物検疫措置に関する国際基準」の策定及びその実施支援、途上国に対する技術協力等の活動を行う。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

１　目的

検疫・衛生措置が、加盟国間の不当な差別、国際貿易に対する偽装された制限となることを防ぎ、関連の国際機関等が作成する国際基準等に基づき各国の検疫・衛生措置の調和を促進する

２　加盟国の主な義務

① 検疫措置は、必要な限度においてのみ適用すること
② 検疫措置は、科学的な原則に基づいてとること
③ 加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
④ 関連の国際基準等がある場合は、それに基づき措置を適用すること
⑤ リスク評価に基づいた検疫措置を適用すること

国際植物防疫条約（IPPC）

１　目的

病害虫のまん延及び侵入を防止し、病害虫の防除措置を促進するため、共通の有効な行動に確実を期す

２　責任

条約に基づく義務を自国内において遂行する責任を負う

３　主な活動

植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の策定及びその実施支援、途上国に対する技術協力、加盟国間の情報共有及び紛争の解決　等

（参考）WTO・国際機関と加盟国の関係・取組

世界貿易機関（WTO）

1.SPS委員会の設置
2.協議及び紛争の処理
3.協定の運用・実施状況のレビュー

連　携

国際機関
- コーデックス委員会
- 国際獣疫事務局（WOAH）
- 国際植物防疫条約（IPPC）

国際基準の作成

通報、情報の提供

協力

加　盟　国

1．検疫・衛生措置についての原則
（1）科学的原則に基づいて適用
（2）同様な条件にある加盟国間において不当な差別をしない

2．適切な検疫・衛生措置の決定
リスクの評価に基づき、適切な検疫・衛生措置を決定

3．調和の促進
（1）原則として、国際基準に基づいた措置
（2）ただし、科学的正当性等があれば、国際基準に基づいた場合よりも高いレベルの保護水準を達成できる措置が可能

4．措置の同等
輸入国は、自国の措置と異なる措置であっても、適切な保護水準が達成されることを輸出国が証明する場合には、これを同等なものとして認める。

5．透明性の確保
検疫・衛生措置の変更があれば、ＷＴＯへ通報

３－２．植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）

○ IPPCは、1993年以降、「植物検疫措置に関する国際基準（ISPM：International Standards for Phytosanitary Measures ）」を策定。
○ これまでにISPMがNo.48まで採択。

策定されているISPMの例

ISPM 1　国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則
ISPM 11　検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス
ISPM 12　植物検疫証明書
ISPM 15　国際貿易における木材こん包材の規制
ISPM 28　規制有害動植物に対する植物検疫処理
ISPM 41　使用された車両、機械及び装置の国際移動
ISPM 46　植物検疫措置のための品目基準

現在検討されているISPMの例

・ISPM38 附属書「種子の植物検疫証明のためのシステムズアプローチの設計及び利用」
・ISPM46 附属書「かんきつ類果実の国際移動」
　「りんご果実の国際移動 」
・ISPM47 附属書「リモート監査」
・人道支援物資の植物検疫上の安全な提供

国際植物防疫条約(IPPC)組織図

植物検疫措置に関する委員会 ●
(CPM: Commission on Phytosanitary Measures)
- IPPCの総会。国際基準の採択等を行う
- IPPC加盟国は現在185の国と地域

CPM理事会
CPMに対し活動の方針、財政、運用・管理に関し助言

IPPC事務局
IPPCの組織の活動支援
(FAO内の１部門) ●

戦略

戦略計画部会(SPG)
CPMに対し戦略的な助言を行う

基準策定

基準委員会(SC)
国際基準案の検討、CPMに国際基準案を提案 ●
- **技術パネル (TP)**
  各分野の国際基準案を作成 ●
  TPPT：植物検疫処理 ●
  TPDP：診断プロトコル
  TPCS：品目基準
  TPG：植物検疫用語
- **専門家作業部会 (EWG)**
  トピック毎に設置し、特定のトピックの国際基準案を作成

基準実施

実施・能力開発委員会(IC)
国際基準の実施支援、加盟国の能力向上等

地域

地域植物防疫機関(RPPO)
- APPPC：アジア
- CAHFSA：中米
- CAN：アンデス
- COSAVE：南米
- EPPO：欧州
- IAPSC：中央アフリカ
- NEPPO：中東
- NAPPO：北米
- OIRSA：中南米
- PPPO：大洋州

※ ●：当省職員がメンバー

(参考)我が国で開催したIPPC関連国際会議

最近の開催実績

2015年９月　植物検疫処理に関する技術パネル（福島）

2016年８月　植物検疫処理に関する技術パネル（東京）

2017年５月　能力開発委員会（東京）

2018年12月 ePhyto運営部会・ePhytoワークショップ（東京）

2019年10月 サーベイランス及び病害虫無発生地域に関する国際シンポジウム（静岡）

2023年１月　品目基準に関する技術パネル（東京）

2023年10月　栽培地検査に関する専門家作業部会（東京）

2024年10月　病害虫診断プロトコルに関する技術パネル（横浜）

直近の会合の概要

植物検疫処理に関する技術パネル

日　程：2025年６月16～20日（５日間）

場　所：横浜市

参加者：各国植物防疫機関専門家、IPPC事務局　計８名が参加

内　容：ISPM28（規制有害動植物に対する植物検疫処理）附属書案の技術的な検討

病害虫診断プロトコルに関する技術パネル会合（2024年10月）

植物検疫処理に関する技術パネル会合（2025年６月）

4．検疫措置の設定に向けた病害虫のリスク評価

○　国内未発生または国内の一部のみで発生している検疫有害動植物について、その我が国への侵入を効果的・効率的に防止するためには、リスクに応じた適切な検疫措置を講じることが重要。

○　最新の文献、諸外国からの情報等を踏まえ、検疫有害動植物の侵入・まん延の可能性や、まん延した場合に農業生産に与える経済的被害について病害虫リスク評価を実施。

○　病害虫リスク評価結果を踏まえ、有効性及び実行可能性の観点から検討し、リスクに応じた適切な検疫措置を設定。

STEP 1　どのような病害虫なのか

なぜその病害虫に注目？
- 新たな品目の輸入
- 病害虫の新しい情報
- 規則・要求事項の見直し
- 新しい病害虫の発生

どうやって情報を集める？
- 図書
- 論文
- インターネット

世界中の最新情報を集める

どんな情報を集める？
- 病害虫の生態
- 海外での被害の程度
- 日本に入ってくる経路
- 発生している国・地域
- 海外の規制状況

STEP 2　病害虫リスク評価

①日本の農業生産等へ及ぼす影響
- 日本に住み着く可能性
- 日本で広がる可能性
- 予想される被害・輸出への影響　　等

②日本へ入り込む可能性
- 輸入植物から日本にある植物への伝搬の可能性

リスク＝①影響の大きさ×②可能性

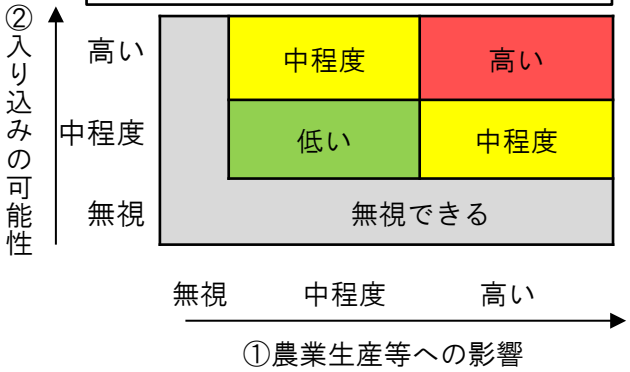

STEP 3　検疫措置の設定

病害虫リスク評価結果を踏まえ、どのような検疫措置をとればよいか

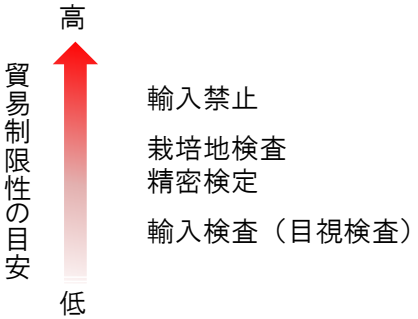

検疫措置を考える際に注意すること

- ！ 科学的根拠に基づいているか
- ！ 有効かどうか
- ！ 実行できるかどうか
- ！ 貿易を必要以上に妨げていないか

5．輸出入植物検疫について

【輸入植物検疫】
○ 日本国内にまん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある「検疫有害動植物（※）」が外国から侵入することを防ぐため、貨物、携帯品及び郵便物として輸入される植物や中古農業機械の輸入植物検疫を実施。

【輸出植物検疫】
○　植物の輸出に際し、その植物が輸入先国の要求する条件に適合しているか輸出植物検疫を実施。

輸入植物検疫

海外から検疫有害動植物が我が国に侵入し、まん延して農作物に深刻な被害を及ぼすことを防ぐために、リスク評価に基づき以下の措置を実施

・相手国による植物等の輸出前の検査
・輸入の禁止
・輸入される植物等の検査
・検査結果に基づく消毒・廃棄

※検疫有害動植物
まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するものとして指定。
・国内に存在しないもの
・既に国内の一部に存在しており、かつ、植物防疫法等の規定により駆除・まん延防止の措置がとられているもの

輸出植物検疫

諸外国は、自国で発生していない病害虫が侵入してくることのないよう、植物等の輸入に対して殺虫処理、検査などの様々な条件を付している。
我が国からの植物等の輸出に当たり、輸出先国から要求される様々な措置や検査を行い、植物検疫証明書を交付。

５－１．輸入植物検疫

- 輸入貨物、旅客携帯品、国際郵便物を介し、病害虫が付着した植物等（種苗を含む）が輸入されることのないよう、空海港で病害虫の付着の有無を検査する輸入検査を実施。
- 旅客携帯品、国際郵便物において、病害虫付着や検査証明書無添付等の理由による不合格品の件数が増加。
- 訪日外国人数や在留外国人数の増加に伴い、旅客携帯品、国際郵便物の不適合件数は平成28年に比べ増加傾向。
- 空海港等での検査に加え、品目によっては、隔離栽培や、日本への輸出を行う国での海外検査を実施。

【輸入検査の様子】

本船積み貨物検査（穀類）

コンテナ貨物検査（生鮮野菜）

携帯品検査

郵便物検査

【侵入を警戒している病害虫やその被害】

リンゴに食入した
コドリンガの幼虫

火傷病による
リンゴの被害

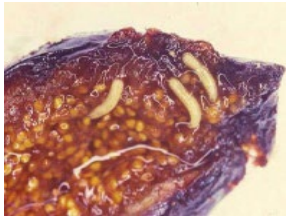

イチジクに食入した
チチュウカイミバエの幼虫

携帯品における不適合件数

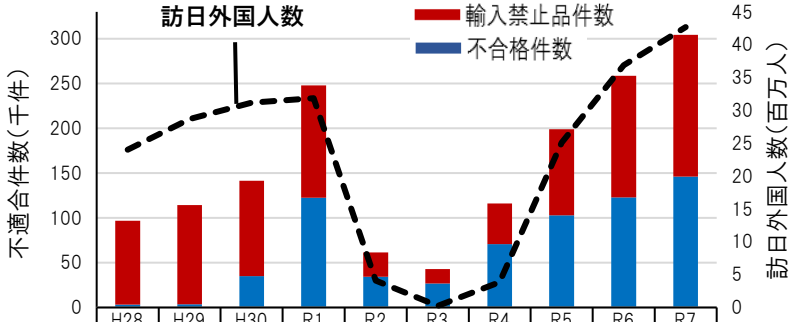

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
輸入禁止品件数（千件）	94	111	106	125	27	16	45	96	136	158
不合格件数（千件）	3	4	35	123	34	27	71	103	123	146
訪日外国人数（百万人）	24	29	31	32	4	0	4	25	37	43

郵便物における不適合件数

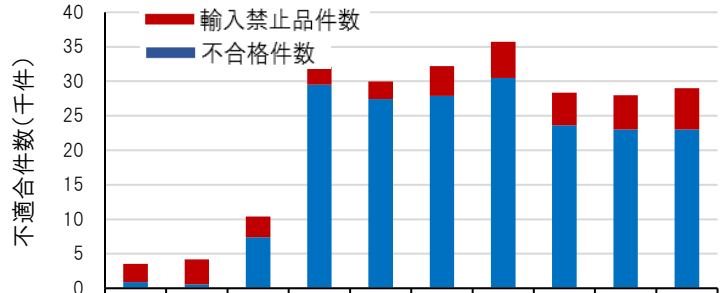

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
輸入禁止品件数（千件）	3	4	3	3	3	4	5	5	5	6
不合格件数（千件）	1	1	7	30	27	28	30	24	23	23

出典：植物防疫課調べ、日本政府観光局HP

※不適合件数＝不合格件数＋輸入禁止品件数

（参考）植物防疫法違反の事例（逮捕事案、重要病害虫発見事案）

○動植物検疫対象品を複数回にわたり不正輸入（携帯品）

ミャンマーから繰り返しマンゴウ、野菜種子など（植物検疫対象品）を持ち込もうとし、計20回警告書を交付されていた者が、植物防疫法違反（第６条１項、第７条１項）で警察に逮捕された事例。その後、書類送致され、略式起訴の後、５０万円の罰金刑となった。

※ミャンマー産のマンゴウは、ミカンコミバエ種群の寄主植物であるため、植物防疫法施行規則第９条により輸入禁止品と定められている。
また、多くの野菜種子は、輸出国での検査を受け、病害虫がないことを示す植物検疫証明書（Phytosanitary Certificate)の取得が必要。

○タイ産マンゴスチン生果実不正輸入（携帯品）

タイからマンゴスチン生果実及び生きた鳥類を持ち込もうとした者が、関税法違反、感染症予防法違反及び植物防疫法違反（第７条１項）で逮捕された事例。

※タイ産のマンゴスチンは、ミカンコミバエ種群の寄主植物であるため、輸出国で消毒等の特別な措置を受けた生果実以外の輸入は禁止されている。

○中国産ナシ生果実の不正輸入（郵便）

中国から繰り返しナシの生果実（輸入禁止）を郵便物で輸入し、販売していた者が、植物防疫法第７条第１項違反で警察に逮捕された事例。その後、書類送致され、略式起訴の後、40万円の罰金刑となった。

※中国産のナシ生果実は、火傷病、コドリンガ及びミカンコミバエ種群の宿主植物であるため、植物防疫法施行規則第９条により輸入禁止品と定められている。

【携帯品又は郵便から輸入検査で発見された重要病害虫の例】

病害虫名	発見植物
ミカンコミバエ種群	トウガラシ生果実、レンブ生果実、マンゴウ生果実、グアバ生果実等
ウリミバエ	ヘチマ生果実、ニガウリ生果実、キュウリ生果実
チチュウカイミバエ	トウガラシ生果実、スモモ生果実、ミカン属生果実
スイカ果実汚斑細菌病菌	セイヨウカボチャ種子
ジャガイモやせいもウイロイド	トウガラシ種子

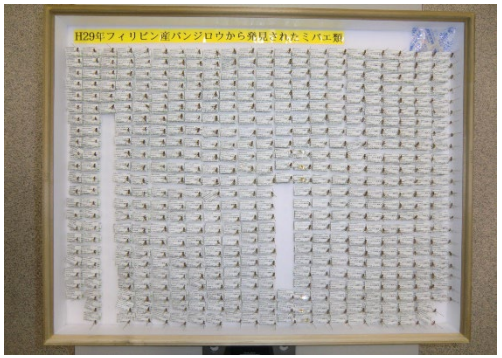

平成29年に携帯品で持ち込まれたフィリピン産グァバ（バンジロウ）生果実0.3kg （5果）から、**計505匹**のミバエが発見された

（参考）輸入植物検疫制度の広報活動

- 農林水産省のYouTubeチャンネル「BUZZMAFF」にて「ぴーきゅんTV」として情報発信
- **漫画家やインフルエンサーの活用（コラボポスター作成、広報イベントへの参加）**
- 省公式X（旧Twitter）、FacebookなどのSNSを利用した情報発信
- 各空海港において関係団体等と連携した広報キャンペーンの実施
- **実りのフェスティバル、こども霞が関見学デー等の農水省主催イベントにおいて展示・解説を実施**
- 外務省（大使館等）、財務省（税関）、総務省（国際郵便）、文科省（各大学）等へ、関係団体等への検疫制度の周知について協力を依頼

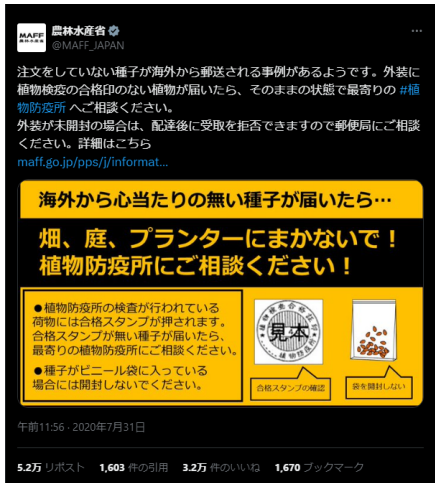

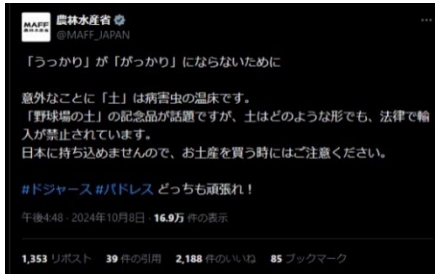

５－２．輸出植物検疫

○　輸出検疫は、①輸出先国から要求される措置を講じ、②輸出先国の要求に適合しているかの検査（栽培地検査・精密検査・消毒検査・目視検査等、いわゆる「区分別検査」）を実施し、③これらの検査の結果、輸出先国の要求に適合していることを植物防疫官が検査し、④植物防疫官が植物検疫証明書（PC）を交付する、という流れで行われる。

○　輸出検査件数は年々増加傾向にあり、その要因としては、農林水産物の輸出拡大による輸出量の増加、諸外国の要求事項の変更等に伴うPCが必要な品目の追加などがあげられる。

【輸出検疫の流れ】

輸出先国から要求に応じた措置の実施

⇩

区分別検査の実施

栽培地検査

精密検査

消毒検査

目視検査

⇩

植物防疫官による検査
（輸出検査）
植物検疫証明書の交付

【輸出検査件数】

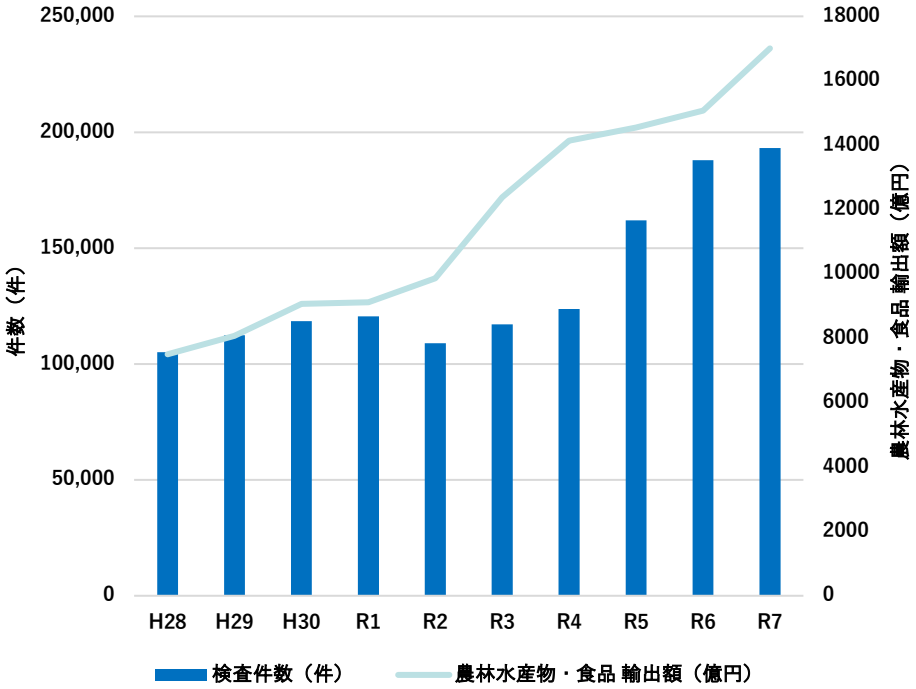

出典：植物検疫統計、財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

５－３．登録検査機関の活用について

○輸出検査の効率的な実施に資するため、植物防疫法を改正し、令和５年４月から国に登録された第三者機関である登録検査機関も輸出検査の一部（区分別検査）を実施することを可能とした。

○令和８年９月現在、民間の検査機関、大学、流通系企業等の業種からなる15機関が登録済み。

○登録検査機関の活用により、病菌等に対する精密検定の実施や柔軟な検査日程の調整等、輸出検査への多様なニーズへの対応できる体制を充実させてきたところ。

〈登録検査機関：令和８年９月現在〉

機関名	登録時期	検査区分
株式会社JEVIC	令和5年3月	栽培地検査、消毒検査、精密検査及び目視検査
公立大学法人秋田県立大学	令和5年4月	精密検査
国立大学法人東京大学 大学院農学生命科学研究科	令和5年6月	精密検査
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	令和5年7月	精密検査
株式会社UEJ	令和5年7月	目視検査
一般社団法人全日検	令和5年7月	目視検査
株式会社ファスマック	令和5年8月	精密検査
一般社団法人室苫植物検疫協会	令和5年9月	消毒検査及び目視検査
国立大学法人鳥取大学	令和5年9月	精密検査
株式会社農研植物病院	令和6年3月	精密検査、目視検査
株式会社東海テクノ	令和6年4月	精密検査
一般社団法人神戸植物検疫協会	令和6年10月	消毒検査、精密検査及び目視検査
株式会社JALカーゴサービス	令和6年10月	精密検査及び目視検査
一般社団法人大阪植物検疫協会	令和7年12月	消毒検査、精密検査及び目視検査
学校法人法政大学	令和８年８月	精密検査

登録検査機関が検査を行う場合

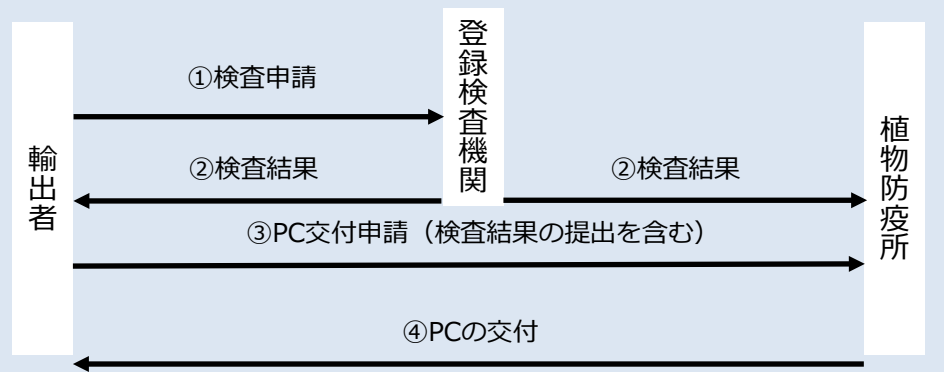

植物防疫所が検査を行う場合

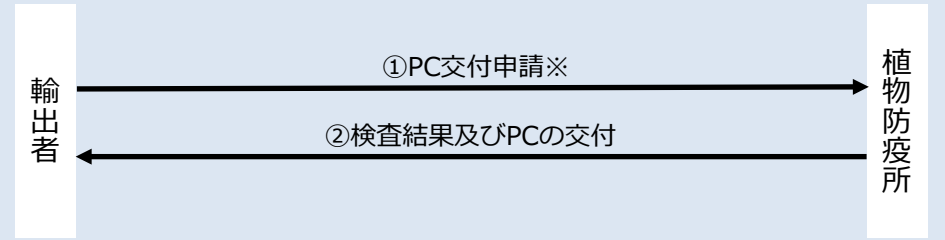

※検査申請とPC交付申請を同一の植物防疫所に行う場合は、PC交付申請をもって検査申請に代えることができ、ほとんどの申請はこの方法で行われている。

（参考）輸出促進に向けた産地等への支援

植物防疫所をはじめとする関係機関が、輸出検疫に係る産地等の取組を支援し、又は輸出検疫の円滑化を図るための各種取組を実施。

関係団体による専門家の派遣

概要：　専門家を派遣し、輸出先国の植物検疫条件に対応するための現地体制を構築し、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的支援を実施。

実施機関：　（一社）全国植物検疫協会（令和８年度）
TEL: 070-1187-1520

事業名：　輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業

担当課　農林水産省輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室
TEL:03-3502-8111

相手国検査官の招へい費用等の助成

概要：　相手国の検査官による登録生産園地や登録選果施設の査察又は両国の検査官による合同輸出検査を受ける際に、相手国の検査官を招へいするための費用を助成（定額又は1/2）。

事業名：　輸出環境整備推進事業（輸出先国規制対応支援事業）

担当課　農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
TEL: 03-3502-8111

集荷地等における輸出検査の実施

概要：　輸出品の品質保持、不合格品が出た場合の補充等を目的として輸出者が栽培地や集荷地での輸出検査を希望する場合、当該輸出者の要請に基づいて当該検査を実施。

実施機関：　全国の植物防疫所及び登録検査機関

植物防疫所が行う検査の例：　千葉県のアジア向け盆栽・植木、愛知県の花き市場での諸外国向け花き類、青森県の台湾向けりんご等

植物防疫所における相談窓口

横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当	Tel. 045-211-7155
名古屋植物防疫所輸出検疫担当	Tel. 052-651-0114
神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当	Tel. 078-331-2384
門司植物防疫所輸出検疫担当	Tel. 093-280-4319
那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当	Tel. 098-868-1679

６－１．植物の輸入解禁協議の状況

○　植物防疫法により輸入を禁止している植物について他国から解禁要請を受けた場合は、リスク管理措置の導入に向けて二国間協議を行う。解禁までに必要な手続上の流れを「標準的手続」（令和5年農林水産省訓令第5号）に規定。

○　協議は科学的な知見に基づいて病害虫のリスク評価やリスク管理措置の検討を行い進めることが求められ、相手国が有効なリスク管理措置を適切に実施できることが確認できれば解禁。

○　協議の進み方は、病害虫の種類、リスク管理措置の内容、国際基準の有無等に大きく左右されるため、案件ごとに大きく異なる。

解禁要請の受付 → 潜在的病害虫リストの確定 → 協議対象病害虫の特定 → リスク管理措置の協議 → 学識経験者等からの意見聴取 → リスク管理措置の実施体制の確認 → パブリックコメント等を経て輸入解禁

・エジプト産ぶどう
・ケニア産アボカド
・米国産もも
・米国産いねわら
・米国産小麦牧草
・チリ産りんご
・豪州産いねわら
・豪州産もも・にほんすもも
・グアテマラ産アボカド
・米国（ハワイ）産タヒチライム

等

○インドネシア産マンゴウ
・中国産マンゴウ
・ベルギー産せいようなし
・イタリア産キウイフルーツ
・ギリシャ産キウイフルーツ
・トルコ産いちじく
・トルコ産さくらんぼ
・ペルー産ブルーベリー
・インド産ぶどう
・ベトナム産ポメロ
・ポーランド産ブルーベリー
・米国産りんご*
・ニュージーランド産りんご*
・米国産一般流通用生鮮ばれいしょ

等

解禁済（過去５年※）
・メキシコ産グロッサム種のとうがらし（パプリカ）（2025年）
・フィリピン産アボカド（2024年）
・ブラジル産アボカド（2024年）
・南アフリカ産アボカド（2023年）
・ペルー産ぶどう（2023年）
・モロッコ産かんきつ類（2023年）
・ベトナム産りゅうがん（2022年）

○は既に学識者等から意見聴取を終えたもの　*システムズアプローチの適用（条件変更）　※ 2021年９月以降

（参考）輸入解禁要請に関する標準的手続

○　我が国が植物防疫法に基づき輸入を禁止している植物について、他国から解禁要請を受けた場合の手続の公正の確保及び透明性の向上を図るため、農林水産省における標準的手続を策定。

1. 解禁要請の受付（病害虫リストの提出）
   - 農水省ホームページに公表
2. 病害虫リストの確定（検疫の対象となり得る有害動植物の特定）
3. 必要に応じ、病害虫リスク評価を実施
4. 病害虫リスク評価の結果も踏まえ、リスク管理措置に関する協議が必要な病害虫を特定
   - 農水省ホームページに公表
5. リスク管理措置の策定に向け、要請国への資料提供の要請、要請国との協議、現地調査等を実施
6. リスク管理措置の案を策定
7. 学識経験者、利害関係者等への意見聴取（植物防疫検討会を開催）
   ※原則としてリスク管理措置の策定の過程で実施
   - 検討会を公開
8. 要請国におけるリスク管理措置の実施体制を評価
   - 農水省ホームページに公表
9. 解禁条件の案を策定
10. 関係省令の改正案等を策定
    - パブリックコメントを募集
11. 関係省令の改正等を行い（輸入解禁）、解禁条件を要請国に通知
    - 農水省ホームページに公表

６－２．植物の輸出植物検疫協議の状況

- 我が国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく輸出促進実行計画に従い※1輸出植物検疫に係る協議（解禁・緩和）を行っており、現在、14か国・52件で実施中。
- 実行計画の策定以降、10か国・地域、15件の解禁・緩和を達成。
- 諸外国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

解禁・緩和要請の準備中

（実行計画への掲載案件は
いずれも相手国へ要請済み）

要請

病害虫リスク評価※2中

インド向けなし、生わさび

インドネシア向けかんきつ類

タイ向けすだち

台湾向けトマト

フィリピン向けぶどう、もも、かんしょ

ベトナム向けもも、かき

豪州向けもも

米国向けぶどう、きんかん、だいこん、キャベツ、かんしょ、黒松盆栽

カナダ向けいちご

メキシコ向けキャベツ種子、ハクサイ種子

ウズベキスタン向けキウイフルーツの苗木

等

検疫条件の協議中

インド向けスギ

タイ向け玄米、かんきつ類（害虫調査の負担軽減、輸出可能時期の拡大）、メロン(査察制への移行)

台湾向けりんご、なし、もも、すもも（モモシンクイガ発見時の措置の緩和）

中国向けぶどう

ベトナム向けぶどう

豪州向けりんご
（臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加）

米国向けさくらの切り枝、ゆず等かんきつ類、りんご（臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加）

ペルー向け精米

メキシコ向けトルコギキョウ種子、ストック種子

等

解禁・緩和済

豪州向けメロン

ブラジル向け精米
（リン化アルミニウムくん蒸の撤廃）

タイ向けゆず、きんかん

フィリピン向けいちご

ニュージーランド向けかんきつ類
（輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和等）

タイ向けかんきつ類（薬剤処理の代替措置）

メキシコ向け精米

インド向けりんご

米国向けメロン

ベトナム向けうんしゅうみかん

ＥＵ向け黒松盆栽 （錦松盆栽を含む）

豪州向けいちご

タイ向けかんきつ類
（合同輸出検査から査察制への移行等）

米国向けなし（生産地域の拡大、品種制限の撤廃）

等

※１ 2020年４月の策定以降
※２ 病害虫リスク評価とは、病害虫の侵入・定着・まん延の可能性やまん延した場合の経済的被害の程度を評価すること

（参考）我が国の輸出検疫協議の実績

- 過去５年間（2021年10月以降）では、９か国・地域を対象に11件の輸出解禁等を達成している。輸出検疫協議の進捗は、対象品目に付着する病害虫の種類、相手国植物検疫当局の体制、検疫条件の内容、他の品目に係る協議の状況等に大きく左右される。

	品目	輸出先国・地域	実績	解禁・緩和までに要した期間
2026年１月	メロン	豪州	輸出解禁（園地・施設登録）	３年２か月
2025年６月	精米	ブラジル	リン化アルミニウムくん蒸の撤廃（代替措置として、輸出検査でブラジルの指定する検疫対象病害虫の不在を確認）	６か月
2025年２月	ゆず、きんかん	タイ	輸出解禁（園地・施設登録、発生調査、薬剤処理、査察）	2年1か月
2024年12月	いちご	フィリピン	輸出解禁（施設登録、トラップ調査、果実検査、査察）	5年6か月
2024年1月	かんきつ類	ニュージーランド	輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和等	6年11か月
2023年5月	かんきつ類	タイ	薬剤処理の代替措置（防除、園地検査及び目視検査）の追加	4年7か月
2023年3月	精米	メキシコ	輸出解禁（コクヌスト不在の確認）	2年8か月
2022年3月	りんご	インド	輸出解禁（園地登録、選果、低温処理又は臭化メチルくん蒸、査察）	12年7か月
2021年11月	メロン	米国	輸出解禁（スイカ緑斑モザイクウイルス不在の確認）	5年6か月
2021年10月	うんしゅうみかん	ベトナム	輸出解禁（園地・施設登録、発生調査、選果、査察）	4年6か月

（参考）主な国・地域への輸出実績

出典：財務省「2025年貿易統計（2025年1月～12月）」（単位：百万円）

国・地域		りんご	かんきつ類	なし	もも	ぶどう	かき	いちご	メロン	ながいも	精米	緑茶(製茶)
アジア	台湾	10,534	487	238	594	2,861	41	1,297	49	2,352	864	2,565
	香港	3,117	613	841	1,621	1,442	403	4,215	964	128	2,783	1,452
	中国	0	-	0	-	-	-	-	-	-	30	11
	韓国	-	0	-	-	0	0	0	0	-	0	128
	タイ	339	23	15	57	75	147	467	13	9	812	2,949
	インドネシア	10	-	7	10	3	-	-	-	-	0	808
	シンガポール	164	168	8	160	172	32	450	75	324	557	1,271
	マレーシア	15	29	5	15	33	2	113	5	16	46	1,940
	ベトナム	90	30	18	-	-	-	-	-	-	32	1,777
	インド	1	-	-	0	-	-	-	-	-	0	335
	フィリピン	36	-	1	-	-	-	9	-	-	69	962
北米	米国	20	2	3	-	-	0	92	54	888	2,721	29,339
	カナダ	0	12	0	-	9	1	-	2	-	565	2,460
大洋州	豪州	0	0	0	-	0	0	0	0※	-	480	2,026
	ＮＺ	0	16	-	-	-	-	-	-	-	17	325
中南米	メキシコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	112	331
	チリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	16
	ペルー	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	12
	ブラジル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	47
その他	ロシア	0	1	0	0	0	0	0	0	0	74	302
	中東	6	1	1	5	25	0	8	5	0	371	3,059
	EU	0	13	0	0	0	0	0	4	3	1,086	13,942
	英国	0	0	0	1	10	0	9	0	0	391	4,676

-：現在輸出不可

令和8年10月時点

※2026年1月に輸出解禁

（参考）植物以外の病害虫の侵入経路についての警戒

○　近年、木材こん包材、中古農業機械、中古車、船舶等、輸出入の対象となる植物以外の経路により病害虫が国境を越えて拡散するリスクが顕在化しつつあるところ、必要に応じ、これらに対応するための新たなリスク管理措置を導入。

木材こん包材

・貨物の輸出入に先立ち国際基準（ISPM15）が定める条件で消毒するとともに、消毒済である旨を示す表示が必要。

中古農業機械・中古車両等

・中古農業機械等の輸出入に際し、植物防疫法に基づき、土・植物残渣等の付着がないことを証明するための植物検疫証明書の添付が必要。
・ニュージーランドへの中古の乗用車等の輸出に際し、民間消毒処理事業者が発行した、クサギカメムシ（我が国既発生）を対象としたくん蒸又は熱処理の処理証明書の添付が必要。豪州は、クサギカメムシを対象として車両運搬船に対する輸入検査を実施。

船舶

・アジア型マイマイガ(FSMC：Flighted Spongy Moth Complex、我が国既発生)の飛翔期間中に日本を経由して米国、カナダ、チリ及びニュージーランドに入港する場合、民間検査機関が発行するFSMCの不在証明書の提示が必要。

海上コンテナ

・海上コンテナを経路とする病害虫の国境を越えた拡散リスクを可能な限り低減するための方策について、IPPC加盟国間で議論中。

Ⅲ　国内防疫について

７　国内植物検疫の取組

８　国内防除の取組

7．国内植物検疫・防除について

○ 新たに国内に侵入し、または、国内の一部に存在しており、有用な植物に重大な損害をもたらす「有害動植物」のまん延を防止するため、種苗検疫や有害動植物の寄主植物の移動の制限及び禁止を実施。

○ 既に国内に広く分布・定着している指定有害動植物については、国が発生予察事業によりその動静に関する情報を農業者に提供し、農業者による適期の防除を推進。

国内植物検疫

国内に存在しない、または、国内の一部のみに存在する「有害動植物」がまん延して農作物に深刻な被害を及ぼすことを防ぐために、以下の措置を実施。

- 侵入調査事業
- 種苗検疫
- 移動の制限及び移動の禁止
- 緊急防除　等

カンキツ類等に寄生するミカンコミバエ種群（左）
本虫の防除に使用する誘殺板の設置の様子（中）
誘殺板に誘引されたミバエ類※　（右）※沖縄県病害虫防除技術センターHPより引用

国内防除

すでに国内で広く分布定着している指定有害動植物（※）が気象条件等により急激にまん延することによる農作物への被害を防止するため、以下の措置を実施。

- 発生予察事業
- 総合防除の推進
- 異常発生時の防除

※指定有害動植物
有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するもの（法第22条）。

７－１．国内植物検疫の概要

○　国内に存在しない、又は一部のみに存在しており、有用な植物に重大な損害をもたらす「有害動植物」の早期発見、まん延の防止のため、侵入調査事業、緊急防除、移動規制等を実施。

○　近年ではジャガイモシロシストセンチュウ、テンサイシストセンチュウ、セグロウリミバエなどの病害虫の侵入を確認。また、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌などの病害虫が南西諸島等の一部地域のみに発生。現在これらの有害動植物を対象として、移動規制又は緊急防除といった措置を講じ、徹底した防除・封じ込めを実施。

○　有害動植物が寄生していない健全な種苗の供給を確保するため、種馬鈴しょを対象とした種苗検査を実施。

侵入調査

万が一侵入があった場合に迅速な初動対応ができるよう、
全国の港、畑や果樹園において、侵入警戒有害動植物を早期に発見するための調査事業【法第16条】を実施。
（実施例）ミバエ類、火傷病菌等
侵入警戒有害動植物の侵入等を認めた者の通報義務を措置。

（ミバエ類の調査に用いるトラップ）

緊急防除

植物等の移動禁止、廃棄命令などを伴う迅速かつ徹底した防除を実施することにより、有害動植物の根絶等を図るとともに他地域へのまん延を防止。
（実施例）
北海道網走市等のジャガイモシロシストセンチュウ
長野県原村等のテンサイシストセンチュウ
沖縄県のセグロウリミバエ

移動規制

省令で定める地域内にある特定の種類の植物の移動を制限若しくは禁止することにより、有害動植物の他地域へのまん延を防止。
（実施例）
アリモドキゾウムシ等のまん延防止のため沖縄県や奄美群島等からのサツマイモ属植物等の移動の制限・禁止

（移動取締り）

種苗検査

繁殖の用に供する植物で農林水産大臣が指定するものについて、その栽培中に植物防疫官が検査を行うことにより、有害動植物のまん延を防止。
対象植物：馬鈴しょ

その他の防除

都道府県、生産者の組織する団体等が主体となってまん延防止・防除対策を実施。

（実施例）
クビアカツヤカミキリ

７－２．侵入病害虫による被害の事例

沖縄県等にウリミバエ、
ミカンコミバエが侵入

ウリミバエ

ミカンコミバエ

カンキツ、キュウリ、メロン、
ウリ等に大被害が発生

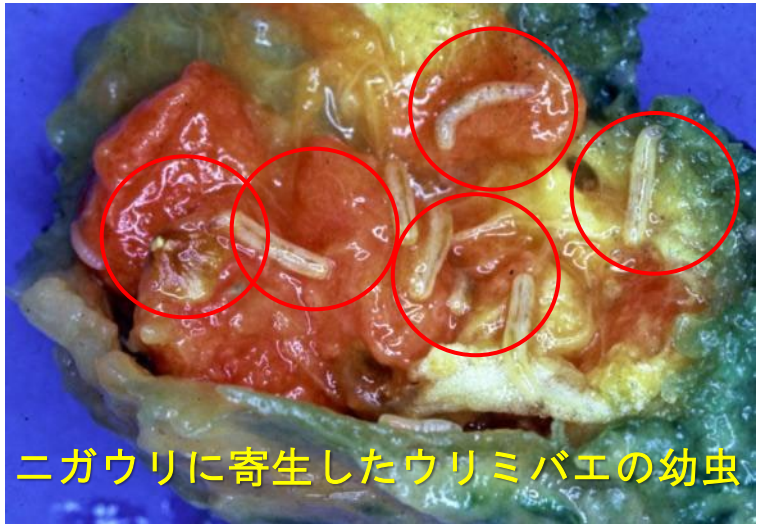
ニガウリに寄生したウリミバエの幼虫

根絶までの期間 ： ２６年
（S43年～H 5年）
防除費用 ： 約２５４億円
従事者 ： 延べ約６３万人

侵入・まん延の防止が重要！

７－３．ミカンコミバエ種群への対応事例

○　ミカンコミバエ種群については、大正8年に沖縄本島で発見されて以降、南西諸島及び小笠原諸島での分布が確認され、昭和43年から根絶防除を実施した結果、昭和61年に根絶を達成。

○　根絶以降も、毎年、中国大陸、台湾等から南西諸島に飛来していると考えられる。例年数頭～数十頭の誘殺が確認されており、国と県が協力して初動対応を実施し、その定着を防止。

○令和２年度以降、九州本土の広範囲（熊本県、長崎県、鹿児島県等）においても、多数の誘殺が確認されるなど飛来状況が変化していると考えられる。

初動対応の内容

【発生状況等の調査】

誘殺が確認された地点を中心に、半径５km内を調査対象地域として設定し、以下の対応を実施。

・半径５km内に調査トラップ増設
・半径２km内の寄主果実調査（寄生の有無に係る調査）

【防除対策】

誘殺板（テックス板）の散布

ミカンコミバエ種群の誘引剤と殺虫剤をしみこませたテックス板を散布することにより、雄成虫の除去を実施。

寄主果実除去

ミカンコミバエ種群の寄主果実について、地域住民等との協力の下、利用する予定のないものの除去を実施。

【成虫】

【幼虫】

７－４．侵入調査の取組

○　重要病害虫のまん延防止には、国内へ侵入した病害虫を早期に発見し、早期に防除することが重要。

○　まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与える恐れがある等の有害動植物を侵入警戒有害動植物に指定し、その侵入、または分布状況を植物防疫法に基づき侵入調査事業により調査（トラップ調査、目視調査）。

○　また、侵入警戒有害動植物が新たに国内に侵入、または、まん延するおそれがあると認めた者に対しては、同法により植物防疫所長または都道府県知事への通報を義務付け。

ミバエ類のトラップ

園地に設置された
トラップ

アリモドキゾウムシの
トラップ

トラップされた
アリモドキゾウムシ

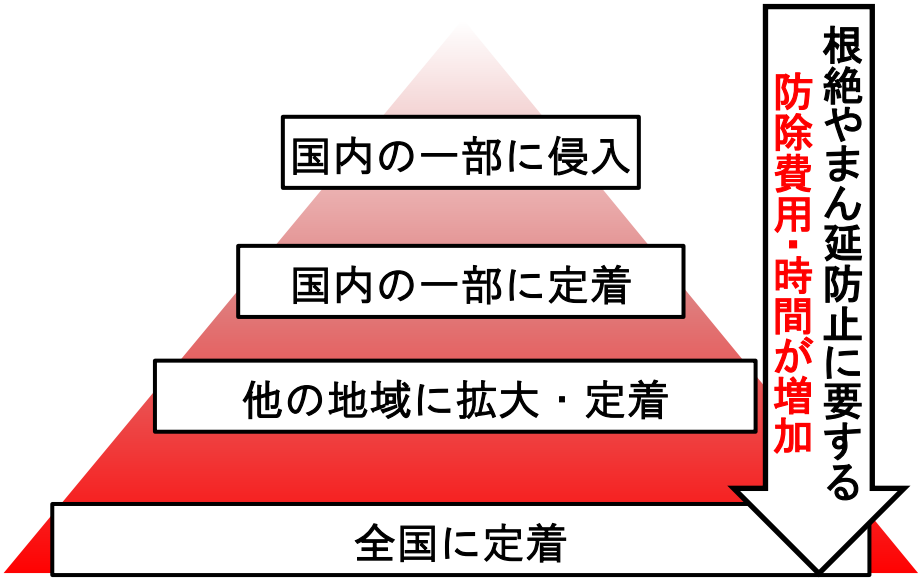

早期発見・早期防除により
要する防除費用・時間を最小化

↓

侵入警戒有害動植物の早期発見を
目的とした侵入調査事業を実施

７－５．アリモドキゾウムシへの対応（移動規制の例①）

さつまいも等に被害を与えるアリモドキゾウムシのまん延を防止するため、本虫の発生が確認されている沖縄県全域、鹿児島県の一部地域（トカラ列島及び奄美群島）、小笠原諸島（東京都）からそれ以外の地域への移動を規制。

【移動規制対象地域】

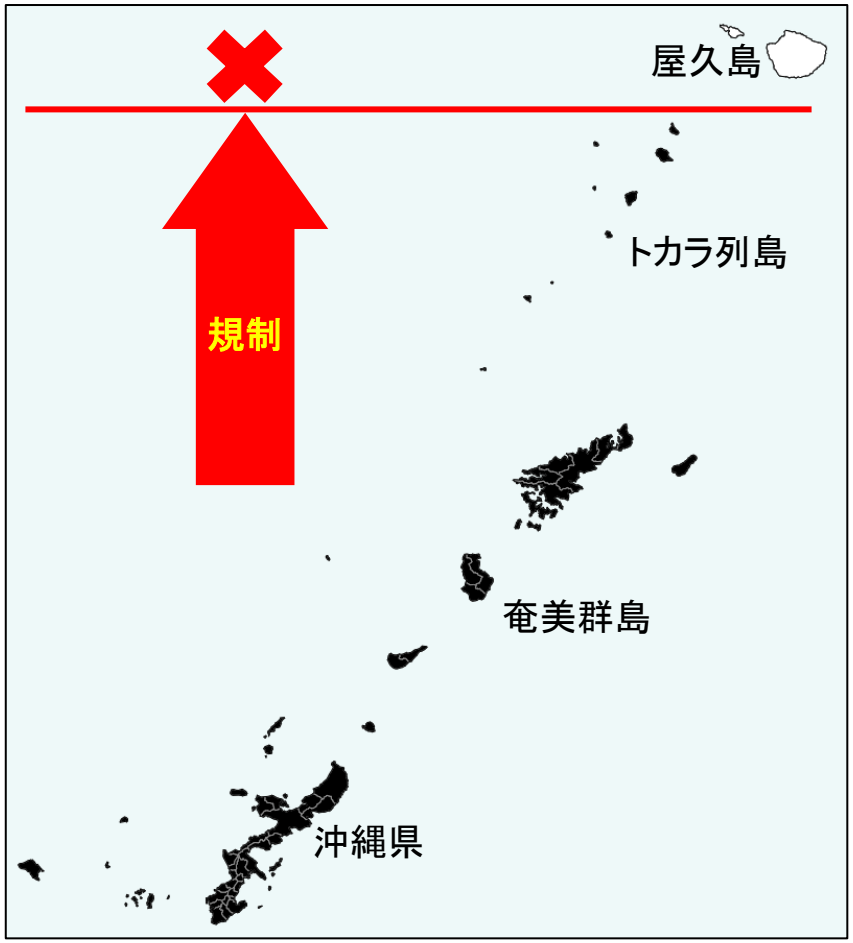

黒色・・・移動が制限又は禁止されている地域

【移動規制措置の概要】

移動規制措置	【対象植物】 さつまいも※1、ようさい、あさがお、ぐんばいひるがお等の生茎葉及び地下部 【対象地域】 沖縄県全域※2、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島 【持ち込めない地域】 対象地域を除く国内全域

※1　さつまいも（生塊根）は、蒸熱処理を行えば、対象地域から持ち出すことが可能。
※2　沖縄県の津堅島、久米島、奥武島及びオーハ島を除く。

【アリモドキゾウムシの写真】

図：アリモドキゾウムシ（成虫）

図：アリモドキゾウムシ（幼虫）

７－６．カンキツグリーニング病への対応（移動規制の例②）

カンキツグリーニング病の発生地域の拡大を防止するため、本病の発生が確認されている沖縄県及び鹿児島県大島郡（沖永良部島、与論島）において、かんきつ類の苗木等の移動規制措置を実施するとともに、感染した樹の伐採等の防除を実施。

喜界島では平成15年に発生が確認されたが、平成24年、根絶に成功。

徳之島では平成15年に発生が確認されたが、令和6年、根絶に成功。

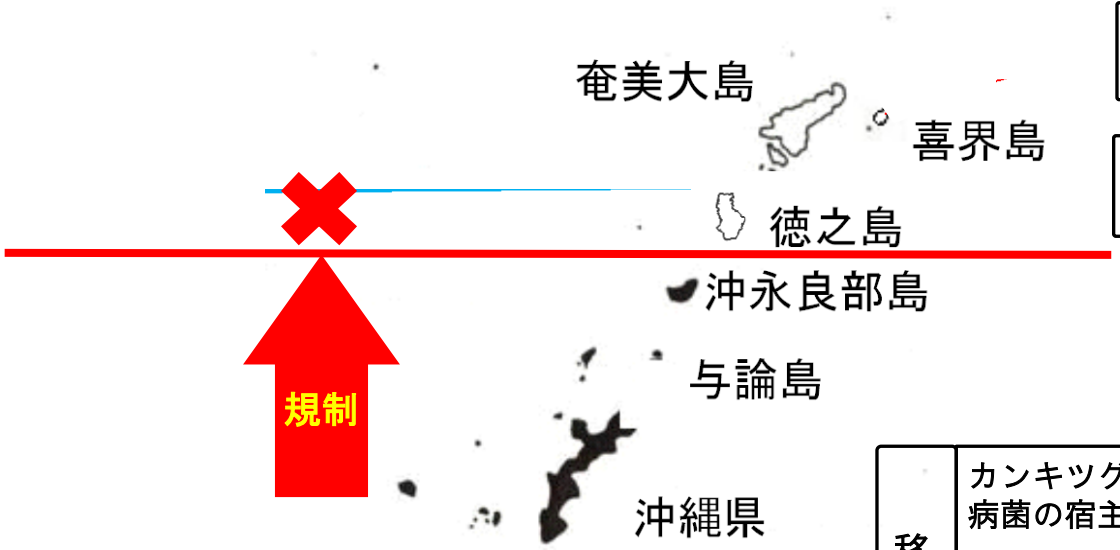

黒色・・・移動が制限又は禁止されている地域

移動規制措置	カンキツグリーニング病菌の宿主植物	【移動禁止】 ゾウノリンゴ　など 【移動検査の対象】 かんきつ類の苗木 など （シークワーサー、タンカン など）
	ミカンキジラミの寄主植物	【移動検査の対象】 ゲッキツ　など

シークワーサーやタンカン等のかんきつ類の果実や種子は規制の対象外

カンキツグリーニング病感染樹

ミカンキジラミ

写真左：罹病樹、写真右：健全樹

７－７．セグロウリミバエへの対応（緊急防除の例①）

○　令和６年３月、沖縄県名護市の侵入調査用トラップにおいて、セグロウリミバエ１頭の誘殺を確認。
○　これを受けて、沖縄県や関係市町村と協力し、トラップを増設しての発生調査や、寄主植物の除去、薬剤散布といった防除対策を講じてきたが、沖縄本島北部を中心に誘殺や寄生果を継続して確認。
○　発生状況等を踏まえ、令和７年４月、沖縄本島の26市町村を防除区域に指定し、植物防疫法に基づく緊急防除を開始（令和８年１月、防除区域を拡大）。
○　令和８年９月現在、沖縄県本島を含む29市町村で緊急防除を実施中。

緊急防除の内容

【移動の制限】

ウリ科植物等の生果実及び花並びにその容器包装は、植物防疫官が行う検査の結果、セグロウリミバエが付着しているおそれがないと認められたものでなければ、防除区域外への移動を禁止。

検査に当たっては、トラップ調査、栽培ほ場における防除措置の実施の有無、対象植物の目視検査を行う。

セグロウリミバエの成虫

【消毒・廃棄】

防除区域内に存在する本虫の寄主植物等のうち、セグロウリミバエが付着又はおそれがある場合、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の指示に従い、消毒又は廃棄を行う。

セグロウリミバエの幼虫

【防除対策】

防除区域内において、寄主植物の除去、薬剤の散布、誘殺板（誘引剤と殺虫剤を染み込ませた植物繊維の板）の設置等による防除対策を実施。

７－８．テンサイシストセンチュウへの対応（緊急防除の例②）

○　平成29年９月、長野県諏訪郡原村の一部地域において、テンサイシストセンチュウの発生を確認。
○　これを受けて、本線虫の発生範囲を特定する調査を実施した結果、同村内の117ほ場約35haで本線虫の発生を確認。
○　平成30年４月、発生が確認された大字を防除区域に指定し、植物防疫法に基づく緊急防除を開始。
○　令和４年に長野県南佐久郡川上村及び南牧村並びに山梨県北杜市の一部地区で新たに本線虫が確認されたことを受け、当該地区にて防除等の対策を実施中。
○　令和８年９月現在、原村、川上村及び南牧村内の５大字で緊急防除を実施中。

緊急防除の内容

【作付けの禁止】

本線虫の発生ほ場において、ふだんそう属（てんさい等）植物、あぶらな属植物、だいこん、トマト、ほうれんそう等の作付けを禁止。

【移動の制限】

ふだんそう属（てんさい等）植物等の地下部及びふだんそう属（てんさい等）植物等以外の植物の地下部であって土が付着したものについては、植物防疫官が本線虫のまん延を防止するための適切な措置が講じられていることを確認したものを除き、防除区域外への移動を禁止。

【廃棄】

植物防疫官が本線虫のまん延を防止するために廃棄する必要があるものとして指定した植物の廃棄。

【防除対策】

本線虫の発生ほ場において、土壌消毒剤等による防除対策を実施。

テンサイシストセンチュウの雌成虫（左）と幼虫（右）

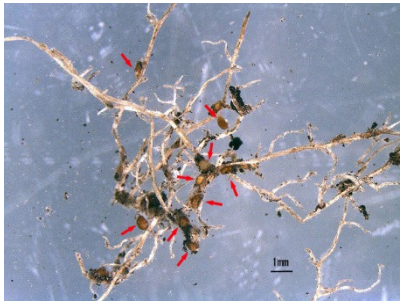

根に付着したテンサイシストセンチュウのシスト

７－９．ジャガイモシロシストセンチュウへの対応（緊急防除の例③）

○　平成27年８月、北海道網走市の一部地域において、我が国で初めてジャガイモシロシストセンチュウの発生を確認。

○　平成28年10月、本線虫が確認された網走市内の一部地域を防除区域に指定し、植物防疫法に基づく緊急防除を開始。

○　令和８年９月現在、北海道網走市、清里町、小清水町及び斜里町の５大字で緊急防除を実施中。

○　関係機関、生産者等と協力の上、防除対策及びまん延防止対策を講じた結果、発生ほ場の約９割のほ場において防除が完了し、ばれいしょ等のなす科植物の作付け再開が可能。

緊急防除の内容

【発生ほ場の作付け】

本線虫の発生ほ場では、なす科植物（対抗植物を除く。）は作付け禁止。（テンサイ、小麦等のなす科植物以外の植物は作付け可能。）

【移動の制限（移動検査）】

防除区域内で生産された土が付着した植物の地下部等は、植物防疫官が本線虫のまん延を防止するための適切な措置が講じられていることを確認（移動検査）し、合格したものは防除区域外への移動が可能。

【廃棄】

なす科植物の地下部のうち、植物防疫官が本線虫のまん延を防止するために廃棄する必要があるものとして指定した植物の廃棄。

【防除対策】

本線虫の発生ほ場において、対抗植物の植栽による防除対策を実施。

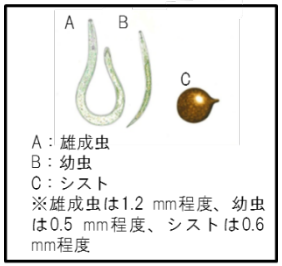

【ジャガイモシロシストセンチュウの形態】

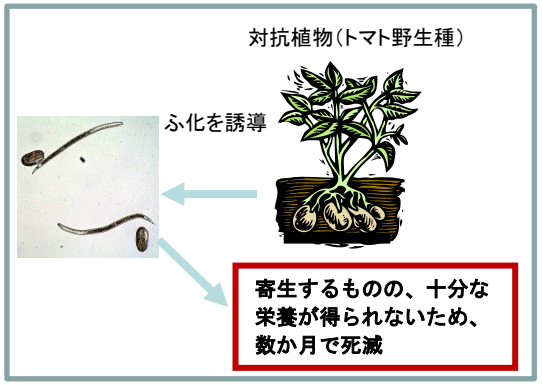

【対抗植物の植栽】

（参考）法令により移動が規制されている植物とその地域

	持ち出せない植物	発生地域		持ち込めない地域
移動規制（法第十六条の二・第十六条の三）	【アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、サツマイモノメイガ、アフリカマイマイ】 さつまいも、ようさい、あさがお、ぐんばいひるがお等の生茎葉及び地下部 アリモドキゾウムシ 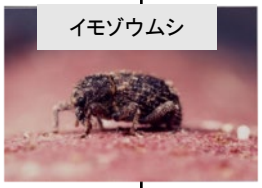 イモゾウムシ アフリカマイマイ	沖縄県全域（※）、 奄美群島、 トカラ列島、 小笠原諸島	STOP	沖縄県全域（※）、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島を除く国内全地域
	【カンキツグリーニング病菌・ミカンキジラミ】 ミカン科植物の一部の生植物（果実、種子は除く）	沖縄県全域	STOP	沖縄県を除く国内全地域
		沖永良部島及び与論島		沖永良部島及び与論島を除く国内全地域
緊急防除（法第十七条）	【ジャガイモシロシストセンチュウ】 ばれいしょ等のなす科植物の地下部、なす科植物以外の植物の地下部で土の付着したもの	北海道網走市、清里町、小清水町及び斜里町の一部地域	STOP	左の地域を除く国内全地域
	【テンサイシストセンチュウ】 フダンソウ属（テンサイ）等の地下部、フダンソウ属（テンサイ）等以外の植物の地下部で土の付着したもの	長野県原村、川上村及び南牧村の一部地域	STOP	
	【セグロウリミバエ】 ウリ科植物等の生果実等で、植物防疫官が行う検査の結果、セグロウリミバエが付着しているおそれがないと認められていないもの	沖縄県	STOP	

※　移動規制におけるアリモドキゾウムシについては、津堅島、久米島、奥武島及びオーハ島を除く。

７－10. クビアカツヤカミキリへの対応

○　クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやモモ等の樹の幹の中に入り込み、内部を食害。

○　平成24年に愛知県で国内で初めて確認されて以降、令和８年８月末までに22都府県で確認。

○　発生当初は、公園や街路樹のサクラでの被害が確認されていたが、発生範囲が徐々に拡大し、近年では、ウメ、モモ等の果樹園でも被害を確認。

○　農林水産省では、生態や防除方法等に関する試験研究、防除に必要な農薬の適用拡大などを推進。

○　平成30年１月、環境省は本虫を特定外来生物に指定。

○　毎年、関係者省庁連絡会議を開催。防除対策等に関する情報を共有し、関係者の連携を強化。

主な取り組み

１．発生状況調査及び防除対策

消費・安全対策交付金により、地方公共団体、農業者団体等が実施する発生状況調査や発生園地における農薬散布、ネット被覆、伐採等の防除対策等を支援。

２．「クビアカツヤカミキリ対策本部」の設置

クビアカツヤカミキリの発生範囲拡大に伴い、被害が深刻化している状況を踏まえ、関係省庁及び地方公共団体が連携し、今後の対策を強化すべく、令和８年７月31日に「クビアカツヤカミキリ対策本部」を設置。

３．「クビアカツヤカミキリ防除戦略」の策定

第２回クビアカツヤカミキリ対策本部（令和８年９月11日）において、都道府県を中心とし、市町村、関係機関や土地の所有者・管理者等が連携して、地域全体で被害状況調査や監視により、地域内の被害の発生状況を把握した上で、計画的かつ面的・広域的に予防措置を含む防除に取り組むために本戦略を策定。

成虫

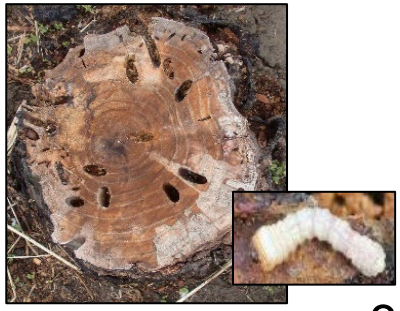

幼虫と被害樹

７－11．種苗検査の取組

○　国は、病害虫のまん延を防止するため、植物防疫法に基づき指定種苗の検疫を実施。

○　指定種苗は、防除の対象病害虫の種類、生産量等を勘案して、現在、**馬鈴しょ（ジャガイモ）**を指定し、栽培期間中等に種馬鈴しょの検査を実施。

１　種馬鈴しょの検査の目的

　馬鈴しょは、種イモによって増殖するため、種馬鈴しょを介して病害虫がまん延する恐れ。

　このため、北海道等の11道県において、植物防疫官による種ばれいしょ検査を実施。

２　検査の対象地域（11道県）

　北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県

※２の地域以外で生産される種馬鈴しょや生産者自らが同一都道府県内で使用するために生産する種馬鈴しょ等は、検査の対象外。

３　検査の対象病害虫（10病害虫）

　ジャガイモガ、ジャガイモシストセンチュウ、ジャガイモシロシストセンチュウ、馬鈴しょウイルス、輪腐病菌、そうか病菌、粉状そうか病菌、黒あざ病菌、疫病菌及び青枯病菌

４　検査の流れ（概要）

（１）使用予定の種馬鈴しょ及び植付け予定のほ場の検査
（２）栽培期間中のほ場での検査
（３）生産物の検査

⇩

検査に合格した場合には、合格証明書を交付。

植物防疫官による種馬鈴しょ検査の様子
（出典：植物防疫所HP）

馬鈴しょの根に寄生したジャガイモシストシロセンチュウのシスト（左）、被害の様子（右）

８．国内防除の概要

○　すでに国内に広く分布・定着している病害虫の防除のため、総合防除の推進、発生予察事業、地域特産農産物（生産量が少ない等の理由で使用できる農薬が限られている作物）への農薬の適用拡大の支援、ドローン等での農薬散布に向けて必要な試験の実施等への支援を実施

○　化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫の発生を抑制する「総合防除」を推進。

発生予察事業

総合防除の推進のため、国が「総合防除基本指針」を策定。

また、都道府県の協力のもと、病害虫の発生状況、気象、農作物の生育状況等の調査を実施し、その後の病害虫による損害の発生を予察し、それに基づく情報を農業者等に提供。

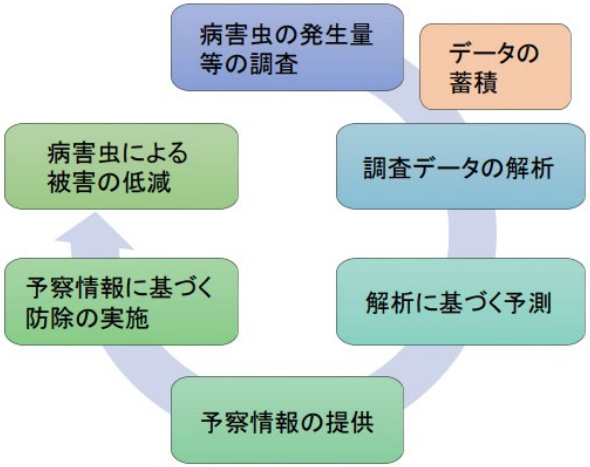

予察情報を用いた病害虫防除

その他

地域特産農作物の生産拡大の支障の一つである、登録農薬の少なさを解決するための全国の登録要望の集約・共有や各種試験に対する支援を実施。

ドローン等による省力的、効果的な散布技術の現場導入に向け、各種試験に対する支援を実施。

果樹カメムシ類

イネいもち病菌

いねの葉いもち病

８－１．　総合防除

病害虫防除を巡る状況の変化

- 温暖化等の気候変動の影響により既存の病害虫の発生量、発生地域、発生時期が変化（スクミリンゴガイ等）
- 化学農薬への依存により薬剤抵抗性が出現（リンゴ黒星病等）

⇒ **従来の防除体系では防除が困難**になるケースが数多く報告されている

みどりの食料システム戦略の策定

- 生産力の向上と農業の持続性の両立

⇒ **化学農薬使用量（リスク換算）について、2030年までに10%、2050年までに50%低減**

総合防除の推進

病害虫の防除が年々難しくなる中で、持続的かつ効果的な防除を進めるためには、**「予防、予察」に重点を置いた総合防除**の推進が必要

⇒ 地域の実情に応じた総合防除体系の確立に向けた実証を支援

⇒ 指導者の育成に必要な研修、講習等への参加・開催を支援

⇒ 農業者による適切な総合防除の実践を図るための総合防除実践マニュアルの整備　等

〇食料・農業・農村基本計画（令和７年改正）

総合防除実践指標策定数：470件（2030年度）

総合防除

総合防除は、予防、判断、防除の取組を組み合わせて、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫の発生を抑制する方法。

予　　防
病害虫が発生しにくい生産条件の整備

- 健全種苗の使用
- 病害虫の発生源（作物残渣など）の除去
- 抵抗性品種の導入
- 土壌の排水性改善
- 土壌診断に基づく適正な施肥管理
- 土づくり（堆肥、緑肥の活用）
- 輪作・間作・混作
- 土着天敵を活用した予防
- 防虫ネット、粘着板の設置
- 土壌や培地の消毒
- 化学農薬による予防（種子処理、育苗箱施用など）　等

判　　断
防除要否及びタイミングの判断

- 発生予察情報※の活用
- 病害虫や天敵の発生状況の観察　等

※　発生予察情報とは、国、都道府県が、病害虫の発生状況を調査し、農業者に提供する情報

防　　除
多様な防除方法を活用した防除

＜多様な防除資材の活用＞
- 天敵
- 紫外線ライト　等

＜適切な使用方法による防除＞
- 化学農薬のローテーション散布
- ドローン等を活用したピンポイント防除
- 飛散防止ノズルの使用　等

＜その他の物理的防除＞
- 被害を受けた葉、果実等の除去
- 機械除草　等

（参考）総合防除を推進する仕組み

「総合防除」を推進するための基本的な指針、計画の策定

- ✓ 指定有害動植物の総合防除を推進するため、農林水産大臣が基本的な指針を定め、都道府県知事が基本指針を踏まえた計画を定める。
- ✓ 都道府県知事が、当該計画において、農業者が遵守すべき事項を定めることができるよう措置。

国

- 指定有害動植物の指定　【157種（令和５年４月１日時点）】
- 総合防除基本指針の策定　【令和４年11月15日付けで告示】

都道府県

- **総合防除計画の策定【全都道府県で策定済】**
  ＊基本指針に即して、地域の実情に応じた総合防除の実施に関する計画を策定
- 遵守事項の策定（法第22条の３第３項）
  ＊必要に応じて、計画の中に農業者が防除に関して遵守すべき事項を定めることができる。

国

都道府県

基本指針に基づく発生予察事業の実施

補足

総合防除実践ガイドライン

総合防除の実践に係る具体的方針

補足

総合防除実践指標

予防・判断・防除に係る具体的な取組内容を示す（自らの実践状況や地域での普及状況の確認）

農業者等

総　合　防　除　の　実　施

（参考）総合防除の普及

○「予防・予察」に重点を置いた病害虫・雑草管理のメリットを明確化することで、総合防除を現場へ浸透

○農業者へ、よりわかりやすく、使いやすい形で総合防除を普及させるため、「総合防除実践ガイドライン」を策定

総合防除実践ガイドライン

病害虫・雑草の予防、防除に関する判断、防除の実施の各段階において以下４点を実施

- **防除指導者及び地域リーダーの育成・伴走支援体制の整備**
- **都道府県間の連携及び地域全体での総合防除の実践**
- **農業構造転換の方向性を踏まえた新たな技術開発等**
- **メリットの明確化**

農業者による「予防」・「予察」の意識的実践の促進

総合防除実践指標

【食料・農業・農村基本計画KPI（2030年度）】　総合防除実践指標策定数、470件

総合防除への**理解を促し**、**考え方・実践に必要な内容を生産現場に反映**させることができるよう、また、総合防除を実践する農業者自身または防除指導や伴走支援の関係者が、**実践状況や地域での普及状況の確認・点検を行う**ことができるよう、**予防・判断・防除に係る具体的な取組内容を示す総合防除実践指標の策定**（都道府県等）を推進。

（参考）総合防除の推進（イメージ）

スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）

- ✓ 近年の暖冬の影響により越冬数が増え、従来の化学農薬による防除で抑えきれず、被害が拡大。
- ✓ 2021年は33府県、2022年は35府県で発生を確認。

リンゴ黒星病（薬剤耐性菌）

- ✓ 化学農薬に依存した防除により、一部の地域において複数の殺菌剤に対する薬剤耐性菌が発生。
- ✓ りんご主産県において、2015年頃から薬剤耐性菌の発生を確認。

化学農薬のみに依存しない総合防除の推進が不可欠

総合防除の内容

【予防】
- 冬季の耕うん
- 冬季の水路の泥上げ
- 収穫後（秋季）、又は、苗移植前（春季）の石灰窒素施用
- 取水口や排水口への網の設置
- 食害を受けにくい中苗又は成苗の移植

【判断・防除】
- ほ場観察により発生密度が一定以上の場合は、以下の防除を実施
  - 成貝の捕殺、卵塊の除去
  - 水深４cm以下の浅水管理（移植後の３週間）
  - 適期の薬剤散布　等

耕うんにより地表に現れた貝

冬期耕うんによる破砕

※写真は大分市のHPより引用

総合防除の内容

【予防】
- 春先の越冬落葉のほ場外への持出し、又は、すき込み等による処分
- 健全な苗木、穂木等の利用

幼果の病斑

※写真は山形県のHPより引用

【判断・防除】
- 発生予察やほ場観察に基づき、以下の防除を実施
  - 病斑部（枝・葉・果実）を速やかに除去し、ほ場周辺に残さないように適切に処分
  - 適期の薬剤散布
  - 化学農薬の使用時は、同一系統の薬剤の連続使用を避け、薬剤耐性菌の発達を回避

８－２．発生予察事業

○病害虫のまん延は、我が国の農業に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、国と都道府県は協力して病害虫の防除を行い、まん延を防止する必要がある
○有害動植物による損害の発生を予察し、それに基づく情報を関係者に提供する発生予察事業は、防除を適時・経済的にするために行われる。

発生状況調査（都道府県）

栽培状況や周辺環境を踏まえて設置した調査地点において、作物の生育状況、病害虫の発生状況等を調査

発生予察情報の作成・提供

国（農林水産省）

全国の調査結果と気象予報等を取りまとめ病害虫発生予報を発表（年10回）

都道府県

- 調査結果、気象予報等を取りまとめて分析。病害虫による損害の発生を予察し、発生予察情報を作成
- 防除方法と併せて、関係機関、農業者等に対し、発生予報を発表（月１回程度）
- 必要に応じて、警報、注意報、特殊報を発表

警報：重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表

注意報：警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要が認められる場合に発表

特殊報：新たな病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表

防除指導（都道府県、農業者団体等）

農業者、関係機関等に対し、病害虫防除指針及び発生予察情報に基づく適切な防除の指導を実施

防除の実践（農業者）

適期防除

農業者が、自らのほ場・園地を確認

（参考）指定有害動植物数の推移

年次	指定有害動植物数	内容
昭和26(1951)年 植物防疫法改正	－	国は指定有害動植物に対して発生予察を行い、都道府県はこれに協力する
昭和27(1952)年	１１種類	いねいもち病、いねしらはがれ病菌、いねうんか類等を指定
昭和40(1965)年	２５種類	いねの病害虫、果樹の病害虫を追加
昭和47(1972)年	２７種類	害虫２種を追加
昭和55(1980)年	４１種類	野菜類の病害虫を追加
平成10(1998)年	４２種類	キクの病害を追加
平成12(2000)年	４２種類	指定有害動植物の全面見直し
平成28(2016)年	１１１種類	指定有害動植物の全面見直し
令和５(2023)年 植物防疫法改正	１５７種類 （うち発生予察調査対象１４８種類）	**指定有害動植物に対する措置を見直し、総合防除を行うべき病害虫を指定(157種)** このうち148種について、総合防除基本指針に基づき発生予察を行う

（参考）発生予察事業の対象病害虫の例

果樹カメムシ類

ハスモンヨトウ

いねの葉いもち病

いちごの灰色かび病

いねの斑点米カメムシ類

８－３．そのほか現場での課題に対する取組
ー農薬の空中散布ー

○ 無人ヘリコプターを利用した空中散布は、平成３年から現場導入され、きめ細かな作業が可能で小規模面積での利用も容易であることから、現在、特に水稲栽培において、農作業の省力化の基盤となっている。

○ また、病害虫防除のほか、播種、施肥等に活用され、農作業の効率化及び低コスト化に寄与。

○ 近年では、中山間地、狭小な園地や、野菜、果樹での無人マルチローター（ドローン）の利活用が期待されており、令和5年には、散布面積が約100万ha（推計）となった。

○ なお、マルチローター（ドローン）の利活用が進む中でも、無人ヘリコプターの利用は継続。

水稲防除における空中散布実績の推移

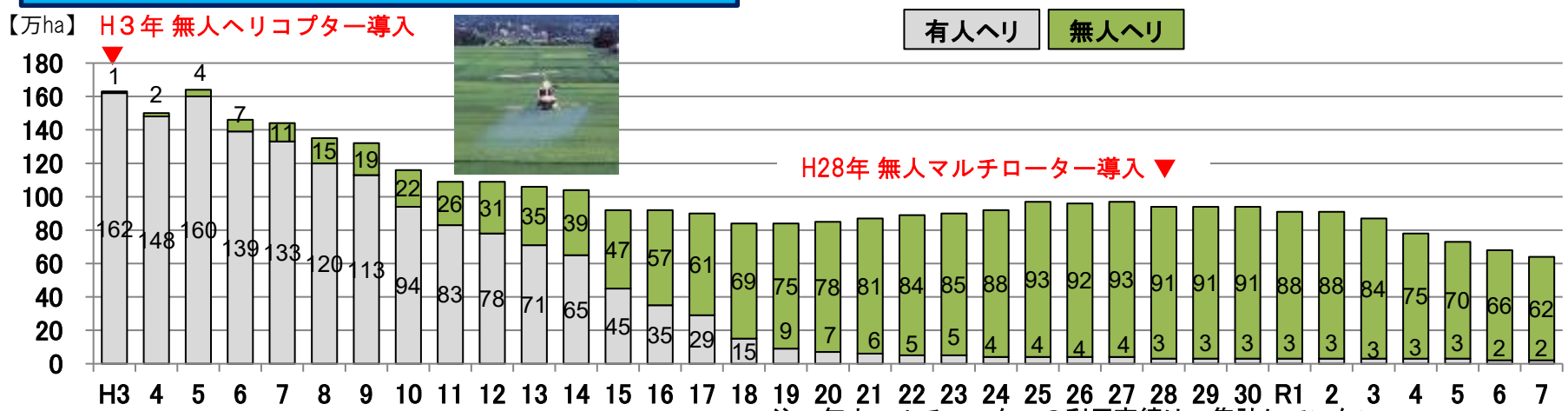

注：無人マルチローターの利用実績は、集計していない。

作物別の無人ヘリによる空中散布実績の推移

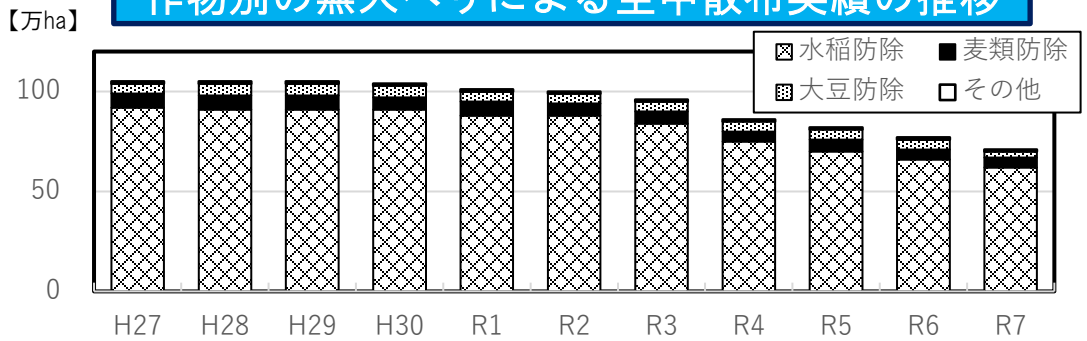

無人航空機（無人ヘリコプター）による防除

８－３．そのほか現場での課題に対する取組
―農業用ドローンの活用拡大に向けた取組―

○　農業用ドローンの利活用拡大に向け、規制の見直しを行うとともに、総合的な推進体制を整備

補助者の配置規制の緩和

○　飛行区域（農地）周辺に立入管理区画を設置することで、日中・夜間の目視内、又は日中の目視外において、農薬や種子、肥料等の散布の際の補助者を不要に。（通常は、操縦者に加え、補助者の設置が原則必要。）

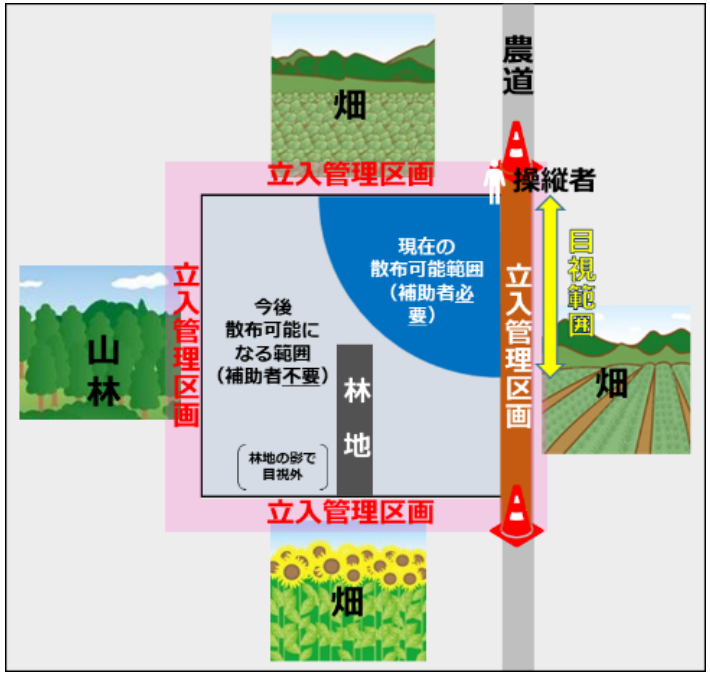

２人がかりの
作業が、
１人でできる
ようになるわ。

推進体制の整備

○　航空法上の申請に伴う機体や操縦者の確認を、国土交通省での手続きに一元化。

○　民間における技術革新やニーズをくみ取るための官民協議会を設置するとともに、ドローンの普及を総合的に推進するための計画（農業用ドローン普及計画）を策定。

ドローン用登録農薬数の拡大

○　以下の取組により、高濃度・少量での散布が可能なドローン用農薬数の拡大を促進。

・農薬登録試験の簡略化（H31年）
・現場ニーズを農薬メーカーに通知して農薬登録を促進
・産地における登録試験の実施への支援

○　R４年度末の目標登録数（*）を１年前倒しで達成。

＊農業用ドローン普及計画では、R５年３月末までに846剤の登録を目標

＜ドローンに適した登録農薬数の推移＞

	実績					目標
	H31.2月末	R2.3月末	R3.3月末	R4.3月末	R5.3月末	R5.3月末までの目標登録数
総計	646	695	781	1,050 (+404)	1,212 (+566)	846 (+200)

８－３．そのほか現場での課題に対する取組
ー地域特産農作物（マイナー作物）対策ー

○　地域特産農作物（マイナー作物）は、生産量が少ないこと等から、使用できる農薬が限られていることが多く、このことが生産拡大の支障となっている。このため、毎年、地域特産農作物（マイナー作物）に使用できる農薬の登録拡大に関する要望が多数寄せられている状況。

○　「病害虫防除・農薬登録推進中央協議会」を設立し、都道府県から地域特産農作物（マイナー作物）に対する農薬登録拡大要望を収集し、関係者間で共有。都道府県が行う農薬登録試験の調整、助言等を行い、農薬登録を効率的に実施するための対策を推進。

○　作物由来の成分により試験が困難となるなどの技術的な課題等が生じている地域特産農作物（マイナー作物）や生産拡大が期待される薬用作物等について、登録に必要な薬効・薬害試験、作物残留試験実施等へ支援を行う補助事業を実施。

○地域特産農作物（マイナー作物）とは：生産量の少ない農作物※で、主な作物は、
そば、らっきょう、しそ、みょうが、アスパラガス、モロヘイヤ、ズッキーニ、すもも、マンゴー、ブルーベリー、薬用作物など

※「農薬の登録申請において提出すべき資料について（H31年3月29日付け30消安第6278号局長通知）」参照

【現状と課題】

✓地域特産農作物（マイナー作物）に使える登録農薬が少ない

生産量が少ないため農薬登録が進まず、産地育成や適切な病害虫防除が困難
⇒生産現場から、農薬の登録拡大に対する多数の要望あり。

✓農薬の安全性の向上に向けた制度の見直し

既登録農薬の内容変更、登録削除が生じる可能性がある。
⇒使用できる農薬が少なくなることにより、適切な病害虫防除がより一層困難となる。

（薬用作物の例）　（地域特産農作物の例）

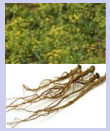
みしまさいこ

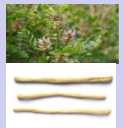
かんぞう

マンゴー

モロヘイヤ

**産地の拡大はもとより、
既存産地の維持さえも難しくなるおそれ**

支援

【農薬登録推進支援策】

病害虫防除・農薬登録推進中央協議会の設立

主な役割
① 都道府県が登録を要望する農薬と農作物の組合せを調査
② その調査結果を「農薬登録推進リスト」として整理、協議会構成員で共有
③ 試験課題のマッチング促進、技術的アドバイス等

協議会の構成
農林水産省関係部局、地方農政局、農薬関係団体及び農薬メーカー（事務局：植物防疫課）

食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築事業（H30～）

事業内容
地域特産農作物（マイナー作物）に使用できる農薬登録の維持・拡大に向けた試験を支援

事業実施主体
民間団体等

補助率
定額、1/2以内

個別作物ごとの登録に加え作物群での登録も可能